

広報

ただみ

8
2023 月号
別冊
令和5年8月10日



特集

- 空き家管理
- ふるさと納税
- U・Iターン情報
- 成年後見制度

- 町外から帰省された皆さんにもご覧いただけるよう、別冊で発行いたしました。
- 掲載されている支援制度などのご活用を検討される方は、担当課までご連絡をお願いいたします。

空き家の管理をお願いします

空き家の管理は所有者(管理者)の責務です！



空き家を放置しておくと、安全面や衛生面で周囲に迷惑をかけてしまうことがあります。また、事故が起きた際になどに損害賠償を求められたり、固定資産税の優遇措置が受けられないこともありますので適正な管理が必要です。ここでは町の制度を紹介します。

解体するのはもったいない、できれば誰かに使ってほしい場合

利活用可能な
空き家募集中です

① 「町の空き家・空き地バンク制度」

空き家所有者から情報提供を受けた物件を登録し、町ホームページ等で利用希望者に紹介する制度です。
※物件調査により登録ができない場合もあります。また、町は交渉・契約に関する媒介は行いません。

登録の流れ

申込 → 町担当者による現地調査 → **バンク登録** → 希望者見学 → 交渉の申込通知 → 交渉・契約

空き家をリフォームして活用したい場合

② 「空き家改修事業補助金」

空き家を改修し居住したい方向けの支援制度です。

補助内容：改修費用の1/2（上限150万円）

加算金：次の①～③に該当される方は各10万円の加算があります。

①町外からの移住者、②空き家バンク登録物件の改修、③子育て世代（上限30万円）

空き家の家財整理が必要な場合

③ 「家財処分費等補助金」

空き家の解体や利活用をお考えの方に、家財道具の処分や住宅清掃に係る費用の一部を助成します。

補助内容：処分・清掃費用の1/2（上限20万円）

空き家の管理ができない、今後活用する予定もない場合

④ 「空き家等解体工事補助金」

空き家を解体する際の解体費用の補助を受けることができます。

補助内容：解体費用の2/3（上限30万円）

加算金：空き家解体後の更地（宅地）を「空き地バンク」に登録する場合は10万円の加算があります。

空き家問題は、現在空き家を抱えている 人だけの問題ではありません！

実家や親族の家など、身近な物件が急に空き家になってしまう可能性もあります。

空き家を発生させないために何をすれば良いのか、日ごろから家族や周囲の人と相談しておくなど一人一人が対策方法を考えることが大切です。

※各制度を活用するためには事前申請が必要です。まずは町HPで制度をご確認いただくか、交流推進課までお問い合わせください。

問合せ先 交流推進課移住交流係
☎0241-82-5220

ふるさと納税しませんか？



● 町外にお住まいでも只見町の「まちづくり」へ参加できます！

只見町では、ふるさと納税制度を活用した「自然首都・只見」応援基金への寄附金を受付けています。この制度は、只見町が目指す「まちづくり」にご賛同いただいた皆様から寄附という形で応援いただき、「人と自然の共生」を目指したまちづくりを推進するものです。

町外にお住まいの只見町出身の方や、町外から只見町を応援したい！という方であれば、どなたでも寄附することができます。

● ふるさと納税の魅力

お礼の品がもらえる！



寄附をいただいた方へ、只見町の産品をお礼の品としてお届けしています。

魅力的な特産品がたくさん！

※写真はイメージです。

税金が控除される！



控除上限額内(※)で寄附を行うと、合計寄附額から2,000円を引いた額について、所得税の還付・住民税の控除を受けることができます。

※収入や家族構成により異なります。

2022.10.1 只見線全線運転再開！
寄附金の使い道は
只見線復興も指定できます！



寄附金の使い道を指定することができます。

只見町では、JR只見線の復興など大きく5つの使い道を指定できます。

● 寄附の手順

STEP 01 只見町ふるさと納税のサイトにアクセス
(右の4つのサイトがあります)

STEP 02 寄附額、返礼品
寄附金の使い道を選択する

STEP 03 お礼の品や寄附受領証明書が届きます

STEP 04 確定申告(翌年2月中旬～3月中旬)
ワンストップ特例制度
申請書送付(翌年1月10日必着)

STEP 05 所得税還付・住民税控除

次のサイトにアクセスしてお申込みください。

※インターネット申込み以外をご利用の方は下記までお問合せください。

問合せ先 交流推進課商工労働係

☎0241-82-5240

※控除について、詳しくは総務省ふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。

只見町へ戻ってきませんか？ 移住しませんか？



IT機器やインターネット環境の発展の影響により、日本社会に大きな変化が訪れています。例えば、「在宅勤務・テレワーク」、「オンライン教育」などです。これらの変化により、都市部と地方の出来ることの格差は、縮まってきています。この機会に只見町での自然と共生する生活を考えてみませんか？

● U・Iターンの気になる質問 (只見町HPの定住ガイドブックや冬の暮らしガイドブックもご覧ください)

住まいの質問

居住の紹介はありますか？

町では、空き家・空き家バンク制度により、物件の紹介を行っています。各種町営住宅もあります。物件の概要や詳細はホームページからご覧いただけます。

暮らしの質問

雪はどのくらい降りますか？

降雪期の最深積雪は、2m前後となる場所もありますが、生活圏の道路は除雪車により除雪します。町内にはスキー場があるので、ウィンタースポーツが楽しめます。また毎年2月には雪まつりが開催されます。

子育ての質問

子どもを預ける場所がありますか？

町内3カ所に保育所があります。保育料は無料となっております。また小学生を対象に、子ども教室が行われています。(詳しくは、各振興センターへお問い合わせください)

● こんな補助金があります！

① U・Iターン交付金	1人あたり5万円を交付。交付対象者が扶養している中学生以下の子ども1人あたり5万円を加算。
② 新規学卒者就業交付金	1人あたり10万円を交付。
③ 移住支援交付金	移住に要した引越し費用、移住後の住居費を最大30万円交付。
④ 奨学金返還支援補助金	年度内に返還した奨学金の2分の1の額を補助。(年間最大18万円、最長96か月支援)
⑤ U・Iターン有資格者等人材確保推進給付金(保健師・看護師)	基本額100万円を交付。(条件により加算有り。)
⑥ 住宅取得支援事業補助金	新築住宅の取得に要した対象経費の2分の1(最大80万円)、中古住宅の取得に要した対象経費の2分の1(最大50万円)を補助。※県外からの転入者の方は、別途福島県の支援事業が有ります。(各種要件あり)

※詳しくは只見町ホームページをご覧くださいか、お気軽にご相談ください。

問合せ先 ①～④、⑥交流推進課移住交流係 ☎0241-82-5220
⑤総務企画課総務係 ☎0241-82-5210

成年後見制度知っていますか？



成年後見制度とは？

認知症や知的・精神障害のある方、発達障害の方が、「その人らしく」生きていけるようにサポートする制度です。と、同時に、家族や介護職の方が担っている責任と負担を共に分け持とうとする制度です。制度には任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

任意後見制度

元気なうちに自らを選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、財産管理や身上保護に関する事務について代理権を与える契約、すなわち任意後見契約を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

法定後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度です。

● このようなご心配についてご相談ください。



高額商品を買わされる



お金の管理が心配



親と離れて暮らしています



障害者と暮らしています



ひとり暮らしです

● ライフプランを考えませんか？

ライフプランは本人だけでなく、ご家族や支援者さんと「ヒト」「コト」「モノ」を整理できます。只見町では、できるだけ多くの方々にこのライフプランの充実をしていただくために講座の開催を検討しています。講座の詳細につきましては、決定次第おしらせばん等でご案内します。

問合せ先 保健福祉課 成年後見制度利用促進室 ☎0241-84-7010